

\*\*\*\*\*

国の制度改正等について情報提供させていただきます。

## § 1 立地適正化計画について

■ 県では、「集約と連携のまちづくり」を進めています。

・ 県都市計画課では、持続可能な「集約と連携のまちづくり」を進めていくため、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の作成などの市町村の取組を支援しています。

・ 「立地適正化計画」に基づく事業に対しては、国による総合的・集中的な支援を行う「都市構造再編集中支援事業」を活用することができます。

また、防災指針のみの策定（立地適正化計画は策定済み）であっても、集約都市形成支援事業が活用できます。

※ 防災指針の策定は、軽微な変更にあたらなため、パブコメ等は必要になります。

・ 立地適正化計画策定の有無に関わらず、計画づくりやまちづくりに関する事業・各種施策などについて、質問・お悩み等ありましたら、お気軽にご相談ください。

### ■ <情報提供>

○ 神栖市が立地適正化計画を令和4年7月1日に公表しました。

⇒ <https://www.city.kamisui.ibaraki.jp/business/development/1006861/1009601.html>

神栖市はほぼ全域が海と河川に挟まれた土地であり、海岸部や川沿いを中心に洪水・津波による浸水想定区域が多く分布しております。安全性を確保するため、洪水や津波による浸水深が1.0m以上の区域を居住誘導区域から除外するとともに、浸水深が1.0m未満でも30分以内に500m圏内の避難場所又は浸水想定区域外への避難が困難となる場合も区域から除外するなど、災害リスクを十分に考慮した居住誘導区域が設定されています。

県内立地適正化計画策定状況について<令和4年7月1日時点>

・ 公表済（30市町村）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、（常総市）、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、（ひたちなか市）、守谷市、常陸大宮市、（那珂市）、坂東市、かすみがうら市、（神栖市）、（鉾田市）、つくばみらい市、小美玉市、（茨城町）、大洗町、城里町、東海村、阿見町、境町 ※（）の市町村は防災指針を策定しています。

・ 作成中（1市町）

結城市

・大阪府忠岡町は町域面積が 3.97km<sup>2</sup> と町としては全国で最も小さい自治体であり、コンパクトな都市構造により、生活利便性施設の人口カバー率等は大阪府内の他市町村と比較しても高くなっておりませんが、人口減少社会においても都市の活力の維持・向上を目的とし、立地適正化計画を策定しています。

忠岡町の HP から立地適正化計画を確認できます。

## § 2 スマートシティ・まちづくり事業について

### ・令和 4 年度スマートシティ実装化支援事業の選定

国土交通省では、先進的技術や官民データの活用により、まちの課題を解決し、新たな価値を創出するため、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化する「スマートシティ」の実装に向けて、令和元年度から各地区のスマートシティに関する取り組みを支援しています。令和 4 年度の支援地区として、つくば市が選定されました。

事業内容：自宅から病院での受付・受診・会計までの一体でシームレスなサービス導入を目指し、病院バスでの顔認証と病院受付との連動、病院内での受付無しでの受診などの実証調査

<詳細はこちら>

⇒ [https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07\\_hh\\_000198.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000198.html)

### ・令和 4 年度 まちづくりアワード

国土交通省が、都市における種々の課題解決や良好な環境の創造、地域の価値向上を図る先導的な取組など、まちづくりのあらゆる取り組みの中から特に優れたものを表彰する「まちづくりアワード」を今年度創設しました。

6 月 1 4 日に第 1 回まちづくりアワードの表彰式が行われ、功労部門において境町が受賞されました。境町は、公共交通の課題に対する自動運転バスの運行やまちなかウォークラブル推進事業を活用し、誘導案内表示によるまちなか周遊ルートの確保など、まちの賑わい創出に貢献しました。

<詳細はこちら>

⇒ [https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000382.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000382.html)

### ・令和 4 年度 都市を創生する公務員アーバニストスクールの開講

国土交通省が、公務員を対象としたまちづくりに関する研修を開催いたします。

人中心の居心地が良く豊かなまちを実現していくため、「つくる」視点から「つかう」視点に重点をシフトし、官民連携の考え方や公共空間の活用事例を学ぶことにより、都市行政の専門性と都市生活者の視点をあわせ持つ「アーバニスト」としての素養を高め、当事者として主体的に考え実践していく公務員を育成するための研修内容となっております。

募集人数は 200 名で、参加費は無料です。

e ラーニング形式による受講と受講生による交流会となります。

申込期限は令和 4 年 8 月 1 2 日（金）正午まで

参加を希望する場合は、各自申し込みをお願いいたします。

せっかくの機会ですので、是非参加をご検討ください。

<詳細はこちら>

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000387.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000387.html)